

平成22年3月16日

第2163号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

○道路区域の変更（93・鹿角地域振興局建設部）……………1

## 公 告

○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（情報公開センター）……………1

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（県民文化政策課）……………2

○土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）……………2

○土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）……………2

## 教育委員会告示

○教育委員会会議の開催（6・教育庁総務課）……………2

## 選挙管理委員会告示

○公職選挙執行規程の一部を改正する規程（17）……………3

○個人演説会等を開催することができる施設の指定（18）……………3

## 告 示

## 秋田県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	十二所花輪大湯線	鹿角市花輪字高市向76番4から42番5まで	13.50~19.00	0.172
	新	十二所花輪大湯線	〃	13.50~19.00	0.172

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年3月16日から同月29日まで

## 公 告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成22年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

平成22年度秋田県広報紙等一括業務 1式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県知事公室情報公開センター 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成22年2月1日

## 4 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社秋田博報堂 秋田県秋田市山王二丁目1番60号

## 5 随意契約に係る契約金額

49,453,950円

## 6 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 申請のあった年月日

平成22年3月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 大曲ふれあい会

## 3 代表者の氏名

深 谷 久 和

## 4 主たる事務所の所在地

大仙市飯田字家ノ前18番1号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、保健・福祉に関する事業を行い、精神障害者の社会復帰と自立生活に寄与することを目的とする。

## 6 定款の変更内容

残余財産の帰属

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 退任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川飯塚字中谷地112番地

二 田 忠 雄

土地改良法（昭和24年法律195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙南土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 退任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町飯詰字水上14番地

高 橋 義 美

## 教 育 委 員 会 告 示

## 秋田県教育委員会告示第6号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成22年3月16日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

## 1 日時

平成22年3月18日午後1時

## 2 場所

教育委員会委員室

## 3 案件

- (1) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
- (2) 教育庁等職員の任免について
- (3) その他

## 選挙管理委員会告示

## 秋選管告示第十七号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第一中

医療法人明光会五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目十七番二十三号	を
医療法人正和会五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目十七番二十三号	に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 秋選管告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨八峰町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

平成22年3月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 年 月 日
八峰町文化交流センター	山本郡八峰町八森字中浜196番地1	平成22年3月2日

## 正 誤

ページ	行	誤	正
平成22年3月3日（号外第1号）掲載の監査委員公告第6号（平成20年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置）（印刷誤り）			
12	12	平成20年6月20日から平成20年3月6日まで	平成20年6月20日から平成21年3月6日まで

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号